

日影沢キャンプ場使用許可の基準

1. 目的

日影沢キャンプ場（日影沢園地）は、多くの皆さんに森林と親しみ、森林レクリエーションを楽しんでいただくための施設です。

日影沢キャンプ場を皆様に快適で安心していただくため、以下に該当する場合は使用の許可をしない場合があります。

2. 利用の制限

- (1) 営利・宣伝行為の利用、政治・宗教活動の利用、キャンプ場の目的以外の利用(結婚式(宴会等含む)、コンサートの開催等)、キャンピングカーの乗り入れは許可しません。
- (2) キャンプ場上・下段以外（駐車場敷地内・管理棟前等）のキャンプ行為及び宿泊は許可しません。
- (3) 炉及び水道施設等の占有行為は許可しません。
- (4) キャンプ場予約利用者以外の駐車場の利用は許可しません。
- (5) キャンプ場へのペットの持ち込みは、駐車場を含めすべて許可しません。
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織と認められる団体及び個人の使用は許可しません。
- (7) 利用申込みに当たり、団体や個人名の偽名あるいは利用人数等の虚偽記載（独占行為のための水増し虚偽記載）など故意に虚偽の事実を記載した者の利用は認めません。
また、同一団体や個人が同一の利用日に複数名で申し込むなど、当センターの業務妨害や他者の妨害となる行為はこれを認めません。
- (8) 一団体がキャンプ場の上段と下段を同時に利用することは、他の申込者の妨害となりますので、原則として認めません。
ただし、次のいずれかに該当するときは、同時利用を認めることがあります。
 - ① 国又は国の主催による場合
 - ② 政府関係機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人）
 - ③ 地方公共団体又は地方公共団体の委嘱等をされ、その目的及び事業の内容が公共性の高い団体等

- ④ 教育機関又は学会等であって、その目的及び事業の内容が公共性の高い団体等
- ⑤ 森林・林業及び森林レクリエーション等に係る団体等
- ⑥ 企業における社会貢献活動
- ⑦ 信用確実であり、その目的及び内容を当センター所長がやむを得ないと認めるもの

(9) 個人・団体が長期に反復的に利用していると認められる場合、許可をしない場合があります。

(10) その他当センターがキャンプ場の管理運営に支障があると判断した場合、使用を許可をしない場合があります。